

小金井市立図書館では、図書館サービスの充実を図るため、平成16年7月2日付けで小金井市図書館協議会に「図書館の管理運営体制の見直しについて」及び「民間活力等（委託・非常勤嘱託職員）の導入について」の2項目の諮問を行い、平成17年6月15日に「図書館運営体制等の見直しについて（答申）」を受けました。その答申を受けて、正規職員5名を減員し、非常勤嘱託職員15名を増員して、西之台会館図書室の開館日及び開館時間帯の拡大、移動図書館車の運行回数及びステーションの増、そして夜間開館時間帯の拡大に取り組んできました。

こうして図書館サービスの一定の整備を図りましたが、利用者の皆さまからの開館時間の拡大を求める要望は引き続き高く、平成21年第1回市議会定例会では、「図書館の開館時間を遅くとも朝9時からとし、夜間開館も拡大していただくことを求める陳情書」が採択をされています。

また、平成22年度から「(仮称)第3次行財政改革大綱」が実施予定ですが、その目的として、『「市民協働」、「公民連携」等を基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指す』と謳われています。

そして図書館の職員体制では、これまで本館開館以来、図書館行政を専門的職員として支えてきた団塊の世代の大量退職を迎えるにあたり、平成23年度以降、職員体制が脆弱になり業務遂行に支障をきたす懸念を抱えています。

図書館では、こうした図書館を取り巻く状況及び抱える諸課題を踏まえ、現行の運営体制の枠組みでは市民要望等に応えるのは困難と考え、民間活力（委託・NPO・指定管理者など）の導入により市民要望に応えるべく、平成20年4月24日、図書館協議会に諮問したところです。

図書館協議会においては、1年3ヵ月にわたって9回の協議会と4回の小委員会を開催して丁寧にご審議していただき、平成21年7月9日、小金井市図書館協議会会長から小金井市立図書館館長に「図書館運営体制の見直しについて（答申）」をいただきました。

この間のひとかたならぬご尽力に、感謝申し上げます。

市及び市教育委員会では、答申内容を慎重に検討した結果、図書館協議会からの答申（提言内容）では、図書館の抱える諸問題の解決は不十分であり、答申内容の多くを市政に直ぐには反映することができないと判断しましたので、ここにその理由を公表いたします。

図書館協議会からの提言に対して

(1) 職員体制について

- ①専門的知識を持つ司書及び図書館業務に熱意を持った職員を育成できる人事体制を確立し、少数精鋭での運営体制を目指す必要があります。

【市の考え方】

提言のとおりと考えています。ただここでいう少数精鋭の職員確保のために、民間活力を導入できる業務は委託して、図書館業務の根幹部分である、選書やレファレンス、そして企画部門に力を注げる運営体制を確立します。

- ②司書と他の行政部門との人事交流は一定の年限で行い、将来的に司書が図書館運営に専念できるようにすることが必要です。

【市の考え方】

提言のとおりと考えています。このために今回の図書館窓口業務の一部委託化により、これまでの一般行政職と専門的職員の混在による運営体制から、司書資格を有した図書館業務を主にする専門的職員による運営体制とします。この専門的職員は他の行政部門も経験しますが、図書館業務を主に担う職員とします。図書館長については、専門的職員からの任用を基本とします。

- ③非常勤嘱託職員は1日6時間勤務に制限せず、労働基準法に定める8時間勤務を可能にし、勤務ローテーションがスムーズに、柔軟に設定できるよう工夫する必要があります。

【市の考え方】

非常勤嘱託職員の勤務時間は、「小金井市非常勤嘱託職員の勤務時間及び休暇等取扱要綱」第2条で、「休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり30時間を超えない範囲内において、任命権者の定めるところによる。」、としており、週30時間を超える雇用はできません。現行は週29時間雇用であり、最大時間数の雇用をしても、1人週1時間の増加に留まります。

- ④非常勤嘱託職員に研修の機会を保障し、責任ある職務遂行を可能とし、経験や能力に応じて待遇を高める必要があります。

【市の考え方】

非常勤嘱託職員の研修及び経験や能力に応じた待遇については、今後の

労使間における課題と考えており、提言された内容が直ちに実現されるのは困難との認識です。

- ⑤こうした体制を整備する際、現行の「小金井市立図書館非常勤職員の雇用等に関する要綱」（平成6年10月1日制定）について必要な見直しを行い、図書館業務の実態に即した、改正ないし運用上の特例をもうける必要があります。

【市の考え方】

上記要綱については、小金井市立図書館における非常勤嘱託職員と正規職員との配置のバランスを考慮して制定されたものであり、同要綱第2条において、「正規職員との構成比率（勤務時間数で算出）は奉仕係の50%までとする。」と定められています。

現行では、50%を大幅に超えて雇用しており、早期の是正が望まれます。

（2）開館時間等の改善

- ①現在の場所は利用効率が悪く夜間開館の利用者は多くないことを考慮し、適切な閉館時刻を定める必要があります。

【市の考え方】

利用者の声及び図書館の理念を踏まえつつ、閉館時間は定めたいと考えています。

- ②公民館の窓口など他の公共施設を利用して予約本の受取や資料の返却を可能とするなど、サービスの向上をはかる必要があります。

【市の考え方】

今後の運営、または新図書館での新規サービスで考えたいと思います。

- ③午後9時までの夜間開館を実施するには、社会人に対するビジネス支援などの新たなサービスが提供できるような環境の良い場所に移転を図るとともに、職員の専門的能力を高める必要があります。

【市の考え方】

提言は、現行の場所ではサービス内容を工夫しなければ午後9時までの開館は必要ないとの考えです。新図書館では提言のような新規サービスを展開したいと考えていますが、現行図書館の開館時間についても、利用者の声及び図書館の理念を踏まえつつ、定めたいと考えています。

(3) 業務の合理化と柔軟な運営体制

- ①「自動貸出機」を設置し、利用者の利便性と職員の負担軽減をはかる必要があります。また同時に利用者に対する資料相談体制を一層充実する必要があります。

【市の考え方】

「自動貸出機」は利用者に多大な利便性があると認識しておりますが、実現には、設置場所の確保、全資料への読取用 IC タグ貼付及び貸出確認ゲート設置が必要であり、直ちに実現することは困難との認識です。新図書館での新規サービスの中で考えていきたいと思っております。また、資料相談体制（レファレンス）については従来どおり正規職員による対応とし、新規サービスも加味してより充実したものいたします。

- ②東分室、緑分室の二つの分室は、正規職員による体制が望ましいが、やむをえぬ場合は、非常勤嘱託職員による業務体制とします。

【市の考え方】

提言の非常勤嘱託職員による分室運営については、非常勤嘱託職員の補助的業務という業務の位置づけから見て実現困難との認識です。

- ③図書館の業務の詳細な見直しを行い、返却図書を集配、返却処理、開館時間前の図書配架作業など、直接的な利用者サービス以外の業務について、委託を検討することや、配架ボランティアの活用も検討する必要があります。

【市の考え方】

提言のように個別に業務委託を行うよりも、窓口業務も含めて業務委託をするほうが合理的と考えています。また、ボランティア導入はボランティア室の整備などが必要であり、新図書館の新規事業の中で検討していきます。

(4) 新図書館建設に向けての準備

- ①近い将来予定される新図書館建設には、図書館司書が蓄積してきた専門的ノウハウが必要です。

【市の考え方】

提言のとおりと考えています。そのために、専門的ノウハウを持った専門的職員の確保・養成に努めます。

②市民、職員が参加する新図書館へのビジョンを考えるプロジェクトを発足させる必要があります。

【市の考え方】

提言のとおりと考えています。今後の実現を目指します。

以上のとおり市の考え方を述べさせていただきました。図書館協議会委員及び市民の皆さまにおかれましては、図書館を取り巻く状況及び抱える諸課題について認識を深めていただき、今回の市の考え方をご理解くださるようよろしくお願いいたします。

今後の図書館運営につきましては、平成22年度に本館の窓口業務の一部委託化、続いて平成23年度には分室も含め窓口業務の一部委託化を実施して、開館日及び開館時間帯の拡大・充実を図り、市民の要望に応えた図書館へと変貌いたします。

そして職員体制については、今回の職員体制の見直しにより、これまでの一般行政職と専門的職員の混在体制から、少数精鋭の図書館専門的職員集団の体制へと編成し直し、担う業務については、図書館根幹業務である資料収集などの蔵書構成に関わる業務、高度な調べ物に答えるレファレンス業務、そして読書活動推進のための企画部門に携わり、将来にわたり持続し安定した市民の要望に応えた図書館運営を目指します。

また、現在の本館は昭和50年開館のため老朽化し、蔵書が増えて狭隘化し、使い勝手が悪くご不便をおかけしています。解消するためには新図書館中央館の早期建設が望まれますが、この新図書館中央館については、一定数の広さ、蔵書を確保し、新規サービスを含むハイレベルなサービス展開を考えています。